

知事が管理する公文書の開示等に関する規則

〔平成13年6月29日
福岡県規則第51号〕

一部改正 平成17年3月30日福岡県規則第18号
一部改正 平成17年8月31日福岡県規則第75号
一部改正 平成24年3月30日福岡県規則第17号
一部改正 平成28年2月12日福岡県規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。)第41条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第4号)

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第7条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項の規定による通知は、意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

3 条例第15条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

4 条例第15条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第10号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第16条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録

- 次に掲げる方法であつて、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）
- ハ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

(公文書の開示)

第9条 知事は、公文書の閲覧、視聴又は聴取をするものが、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

- 2 公文書の写しの作成方法は、知事が別に定める。
- 3 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(公文書等の写しの交付に要する費用)

第10条 条例第17条の公文書の写しの交付及び条例第35条に規定する情報提供に係る行政資料の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

- 2 前項の写しの交付を受けるものは、前項の費用を前納しなければならない。

(審査会諮問通知書)

第11条 条例第20条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

(出資法人)

第12条 知事は、条例第37条第1項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、福岡県公報により告示するものとする。

(公文書の目録)

第13条 条例第38条第3項の公文書の目録は、文書目録、文書分類表その他知事が定めるものとする。

- 2 前項の公文書の目録は、必要に応じ県民情報センター、地区県民情報コーナーその他の場所に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

第14条 条例第39条の規定による運用状況の公表は、福岡県公報に登載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の知事が管理する公文書の開示等に関する規則の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年規則第18号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第75号)

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの (単色刷り)	1枚につき 10円
	2 複写機により複写したもの (多色刷り)	1枚につき 30円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき 10円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 120円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 170円
5 電磁的記録 (3の項及び4の項に該当するものを除く。)	1 用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき 10円
	2 用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき 30円
	3 CD-Rに複写したもの	1枚につき 80円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 1の項、2の項又は5の項1若しくは2の場合においては、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

様式 (略)